

三股町中小企業退職金等共済加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業に勤める勤労者及びパートタイマーの福祉の増進と雇用の安定を図り、あわせて中小企業の振興を図るため、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定に基づき勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に加入する中小企業主に対して補助金を交付するものとし、その交付については補助金等の交付に関する規則（昭和44年三股町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象者及び区域)

第2条 補助の対象となる中小企業主（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を備える者とする。

- (1) 三股町内に事業所を有する者
- (2) 三股町内に住所を有する従業員を被共済者として退職金共済契約を締結した者（既に他の従業員を被共済者として退職金共済契約を締結している者も含む。）但し、その従業員は、当該年度の9月30日現在でその事業所に在職しているものとする。
- (3) 退職金共済掛金を被共済者1人につき5,000円以上納付した者
- (4) 町税等の滞納がない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の額は、前年10月1日から9月30日までに新規加入（補助対象者が最初に退職金共済契約を締結し、退職金共済制度に加入することをいう。）又は追加加入（既に退職金共済制度に加入している補助対象者が従業員を追加することをいう。）した被共済者数に、1人につき5,000円を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定の適用において、滞納以外の理由により共済掛金の合計額が5,000円に満たない被共済者がいる場合で、10月1日から翌年9月30日までに前年度の共済掛金とその期間の共済掛金の合計額が5,000円を超える時は、翌年度の被共済者数に含め、滞納により共済掛金の合計金額が5,000円に満たない被共済者がいる場合には、当該被共済者については前項の被共済者に含めないものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に掛金納付状況表（様式第2号）を添え、1月31日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の支払方法)

第5条 補助金の交付方法は確定払とする。

附 則

1. この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
2. 平成18年度に申請する場合に限り、第3条中「前年10月1日」とあるのは「4月1日」と読み替えるものとする。
3. この要綱は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。
4. この要綱は、平成21年4月 1日から施行する。
5. この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。
6. この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。
7. この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。
8. この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。
9. この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
10. この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。
11. この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。
12. この要綱は、令和3年4月 1日から施行する。
13. この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
14. この要綱は、令和6年4月 1日から施行する。
15. この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。